

主観的要素判定基準の改正について

別紙 2

項 目	令和4・5年度	令和2・3年度
客観的要素判定基準における 経営事項審査の総合評定値(P) 通知書の審査基準日の期間	令和2年10月1日～令和3年9月30日	平成30年10月1日～令和元年9月30日
主観的要素判定基準における 格付け評価対象期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日	平成30年4月1日～令和2年3月31日
主観的要素判定基準		
1 工事成績	工事成績の評価を70点から74点は3点きざみとし、75点以上は5点きざみとし評価割合を大きくする。一方、64点から60点は-3点きざみとし、59点以下は-5点きざみとする。 (上限は、70点 下限は、▲40点)	工事成績の評価を70点から74点は3点きざみとし、75点以上は5点きざみとし評価割合を大きくする。一方、64点から60点は-3点きざみとし、59点以下は-5点きざみとする。 (上限は、70点 下限は、▲40点)
	対象期間: 令和2年4月1日～ 令和4年3月31日の2年間	対象期間: 平成30年4月1日～ 令和2年3月31日の2年間
2 信用度		
指名停止措置	1ヶ月につき約△5点 (下限は▲100点)	1ヶ月につき約△5点 (下限は▲100点)
3 工事安全成績	2種類 ▲15点	2種類 ▲15点
4 その他各付に必要と認めるもの		
不当要求防止責任者講習 受講済み証明書提出の者	20点	20点
技術職員数	工種ごとに1名あたり3点を加点 (上限は60点)	工種ごとに1名あたり3点を加点 (上限は60点)
防災協定を締結している者※1	20点	20点
女性技術者又は若手技術者(40歳未満)を雇用している場合	1名につき5点を加点(上限は20点)	
昇格について	昇格は1等級を限度 (例: 前回=C→今回=B)	昇格は1等級を限度 (例: 前回=C→今回=B)
降格について	降格は1等級を限度としない (例: 前回=A→今回=C)	降格は1等級を限度としない (例: 前回=A→今回=C)
※1 天理市防災協力事業所登録制度に基づく防災協力事業所登録者も同様の扱いとする。 格付審査対象業者の格付年度における総評定点等が、現在の等級における総評定点を全て満たしており、なおかつ現在の等級より1位上位の総評定点等基準を全て満たしていない場合、格付を据え置く。 中間年における格付は、各工種ごとに新規に受付され登録された日から1年を経過した業者についてのみ行い、その他の者については一切行わない。		